別表六 (二十六) の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が令和3年改正前の 措置法第42条の12の3第3項 (特定中小企業者等が 経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除)) の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「翌期繰越額9」の外書には、令和2年改正法第 16条の規定による改正前の措置法(以下「令和2年 旧措置法」といいます。)第42条の13第1項から第 5項まで(法人税の額から控除される特別控除額の 特例)(別表六(六)「郷」から「郷」までの各欄に

金額の記載がある場合にあっては、令和2年改正法 第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17 条の4第1項(法人税の額から控除される特別控除 額の特例)の規定により読み替えて適用される令和 2年旧措置法第42条の13第1項から第5項まで)の 規定の適用を受ける場合に、別表六(六)付表「2」 の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」 の記載に当たっては、その金額を含めて計算します。